

生活習慣病重症化予防事業等業務委託 仕 様 書

1 事業名称

生活習慣病重症化予防事業等業務委託（以下「本事業」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 事業目的

令和5年度に策定した「守口市国民健康保険第3期データヘルス計画及び守口市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、医療機関への受診を勧奨する通知を送付した者への受診確認や電話又は訪問による保健指導等を行い、守口市の国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の更なる健康の保持増進を図るとともに、守口市（以下「本市」という。）の国民健康保険の将来の医療費の適正化につなげることを目的とする。

4 実施体制

- (1) 大阪府内に事業所を設置し、本市の求めに対して迅速に対応できる体制で行うものとする。
- (2) 同事業所内にコールセンターを設置し、個人情報を保管するためのキャビネット等を準備し、事業開始前に本市職員が実施体制、個人情報の保管状況について確認ができることとする。
- (3) 契約期間中の専用番号（フリーダイヤル窓口）を開設し、対象者からの電話相談やコールバックに対応することとする。
- (4) 本事業の実施に当たっては、保健師を必ず一人以上配置することとする。
- (5) 本事業の実施者は次のとおりとし、それぞれの専門性を活かしながら実施することとする。
 - ①から④については、保健師、管理栄養士又は看護師
 - ⑤から⑦については、保健師又は看護師
- (6) 保健指導の実施者が保健師、管理栄養士又は看護師の資格を有する者であることを証明する書類並びに各事業の実施体制及び担当作業が把握できる書類について、事前に本市に提出すること。また、内容に変更が生じる場合は、その都度事前に書面で報告すること。

5 保健事業の実施

以下の事業を実施する。なお、各予定対象者人数は見込みであり、委託料は「6 委託料の支払」に記載するとおりとする。

- ①医療機関への受診勧奨事業（高血圧）に係る電話による受診勧奨及び保健指導

(A) 特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診者を対象とする事業

I. 事業内容

特定健診を受診し、血圧の数値が厚生労働省で定める受診勧奨判定値を超え、本市が受診勧奨通知を送付した者（国保ヘルスアップ事業業務委託（以下「ヘルスアップ事業」という。）における高血圧受診勧奨対象者）に対し、電話による受診勧奨及び保健指導を行う。

II. 予定対象者人数

560人程度

III. 予定時期

10月上旬と1月下旬の合計2回

IV. 実施方法

対象者全員に架電し、受診勧奨通知を送付した旨を伝え、医療機関への受診状況を確認する。未受診の場合は、受診勧奨通知の内容等について説明した上で、医療機関への早期の受診勧奨及び保健指導をすること。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に配慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫すること。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

(B) 治療中断者を対象とする事業

a. 高血圧受診勧奨（治療中断）対象者

I. 事業内容

ヘルスアップ事業の高血圧受診勧奨（治療中断）対象者に対し、電話による受診勧奨及び保健指導を行う。

II. 予定対象者人数

350人程度

III. 予定時期

11月下旬

IV. 実施方法

対象者全員に架電し、受診勧奨通知を送付した旨を伝え、医療機関への受診状況を確認する。未受診の場合は、医療機関への早期の受診を勧奨すること。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に配慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫すること。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳

細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

b. 高血圧受診勧奨（未治療）対象者

I. 事業内容

ヘルスアップ事業の高血圧受診勧奨（未治療）対象者に対し、電話による受診勧奨及び保健指導を行う。

II. 予定対象者人数

560人程度

III. 予定時期

9月中旬

IV. 実施方法

対象者全員に架電し、受診勧奨通知を送付した旨を伝え、医療機関への受診状況を確認する。未受診の場合は、医療機関への早期の受診を勧奨すること。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に配慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫すること。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

②医療機関への受診勧奨事業（コレステロール）に係る電話による受診勧奨及び保健指導

I. 事業内容

特定健診の受診者で、コレステロールの数値が厚生労働省で定める受診勧奨判定値を超え、本市が受診勧奨通知を送付した者（ヘルスアップ事業におけるコレステロール受診勧奨対象者）に対し、電話による受診勧奨及び保健指導を行う。

II. 予定対象者人数

56人程度

III. 予定時期

2月上旬から中旬

IV. 実施方法

対象者全員に架電し、受診勧奨通知を送付した旨を伝え、医療機関への受診状況を確認する。未受診の場合は、受診勧奨通知の内容等について説明した上で、医療機関への早期の受診勧奨及び保健指導をすること。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に配慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫すること。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

③糖尿病性腎症重症化予防事業に係る訪問又は電話による受診勧奨及び保健指導

(A) 特定健診の受診者を対象とする事業

I. 事業内容

特定健診を受診し、HbA1c 等の数値が厚生労働省で定める受診勧奨等の対象者にあたり、本市が受診勧奨通知を送付した者（ヘルスアップ事業における糖尿病受診勧奨対象者）に対し、訪問又は電話による受診勧奨及び保健指導を行う。

II. 予定対象者人数

70 人程度

III. 予定時期

10 月上旬と 2 月上旬の合計 2 回

IV. 実施方法

ア 訪問による受診勧奨及び保健指導

対象者全員に架電し、受診勧奨通知を送付した旨を伝え、訪問するための日程調整を電話で行った後、対象者の自宅を訪問し、受診勧奨通知の内容等について説明した上で、医療機関への早期の受診勧奨及び保健指導をすること。

なお、対象者が訪問に否定的な反応を示した場合であっても、訪問指導の必要性を粘り強く説明することとし、最終的に訪問を拒否した場合は、この電話による保健指導へ切り替えること。また、訪問時に対象者が不在の場合は、受託者の会社から対象者へ電話で状況を確認するなど、可能な限り面会できるよう努めること。

イ 電話による受診勧奨及び保健指導

対象者のうち、アの訪問による受診勧奨を拒否した者に対して、電話で受診勧奨通知を送付した旨を伝え、医療機関への受診状況を確認する。未受診の場合は、受診勧奨通知の内容等について説明した上で、医療機関への早期の受診勧奨及び保健指導をすること。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に配慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低 3 回は電話を行うなど工夫すること。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と

詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

(B) 治療中断者を対象とする事業

a. 糖尿病受診勧奨（治療中断）対象者

I. 事業内容

ヘルスアップ事業の糖尿病受診勧奨（治療中断）対象者に対し、訪問又は電話による受診勧奨及び保健指導を行う。

II. 予定対象者人数

70人程度

III. 予定時期

11月下旬

IV. 実施方法

ア 訪問による受診勧奨及び保健指導

対象者全員に架電し、受診勧奨通知を送付した旨を伝え、訪問するため日程調整を電話で行った後、対象者の自宅を訪問し、受診勧奨通知の内容等について説明した上で、医療機関への早期の受診勧奨及び保健指導をすること。

なお、対象者が訪問に否定的な反応を示した場合であっても、訪問指導の必要性を粘り強く説明することとし、最終的に訪問を拒否した場合は、この電話による保健指導へ切り替えること。また、訪問時に対象者が不在の場合は、受託者の会社から対象者へ電話で状況を確認するなど、可能な限り面会できるよう努めること。

イ 電話による受診勧奨及び保健指導

対象者のうち、アの訪問による受診勧奨を拒否した者に対して、電話で受診勧奨通知を送付した旨を伝え、医療機関への受診状況を確認する。未受診の場合は、受診勧奨通知の内容等について説明した上で、医療機関への早期の受診勧奨及び保健指導をすること。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に配慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫すること。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

b. 糖尿病受診勧奨（未治療）対象者

I. 事業内容

ヘルスアップ事業の糖尿病受診勧奨（未治療）対象者に対し、訪問又は電話による受診勧奨及び保健指導を行う。

II. 予定対象者人数

70 人程度

Ⅲ. 予定時期

9 月中旬

Ⅳ. 実施方法

ア 訪問による受診勧奨及び保健指導

対象者全員に架電し、受診勧奨通知を送付した旨を伝え、訪問するため日程調整を電話で行った後、対象者の自宅を訪問し、受診勧奨通知の内容等について説明した上で、医療機関への早期の受診勧奨及び保健指導をすること。

なお、対象者が訪問に否定的な反応を示した場合であっても、訪問指導の必要性を粘り強く説明することとし、最終的に訪問を拒否した場合はこの電話による保健指導へ切り替えること。また、訪問時に対象者が不在の場合は、受託者の会社から対象者へ電話で状況を確認するなど、可能な限り面会できるよう努めること。

イ 電話による受診勧奨及び保健指導

対象者のうち、アの訪問による受診勧奨を拒否した者に対して、電話で受診勧奨通知を送付した旨を伝え、医療機関への受診状況を確認する。未受診の場合は、受診勧奨通知の内容等について説明した上で、医療機関への早期の受診勧奨及び保健指導をすること。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に配慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低 3 回は電話を行うなど工夫すること。

Ⅴ. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

④早期介入保健指導事業に係る電話による保健指導

Ⅰ. 事業内容

特定健診を受診し、早期介入保健指導事業における保健指導対象者（40 歳以上 74 歳以下及び 30 歳代の被保険者のうち、特定保健指導の対象外であるが、収縮期血圧が 130～139mmHg または拡張期血圧 85～89 mm Hg に該当する者又は喫煙者）に対し、電話による保健指導を行う。

Ⅱ. 予定対象者人数

600 人程度

Ⅲ. 予定時期

1 月下旬

Ⅳ. 実施方法

対象者全員に架電し、特定健診の結果等を説明するとともに、禁煙の方法や喫煙の害、高血圧の病態、減塩の方法等について、保健指導を実施すること。

また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に配慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫すること。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

⑤重複受診者等への訪問又は電話による保健指導

(A) 今年度対象者

I. 事業内容

重複受診、頻回受診、重複服薬及び多剤服薬の傾向にあると本市が判断した者に対し、訪問又は電話による保健指導を行う。

II. 予定対象者人数

140人程度

III. 予定時期

9月中旬及び1月下旬の合計2回

IV. 実施方法

対象者全員に架電し、受診勧奨通知を送付した旨を伝え、訪問するため日程調整を電話で行った後、対象者の自宅を訪問し、保健指導をすること。

また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に配慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫すること。

なお、対象者が訪問に否定的な反応を示した場合であっても、訪問指導の必要性を粘り強く説明することとし、最終的に訪問を拒否した場合は、電話による保健指導へ切り替えること。また、訪問時に対象者が不在の場合は、受託者の会社から対象者へ電話で状況を確認するなど、可能な限り面会できるよう努めること。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

(B) 前年度対象者

I. 事業内容

前年度に重複受診等で訪問又は電話による保健指導を行った者に対して架電し、保健指導実施後の服薬状況や改善状況を確認する。

II. 予定対象者人数

140人程度

III. 予定時期

10月上旬

IV. 実施方法

対象者全員に架電し、現在の服薬状況や改善状況を確認する。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫すること。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

⑥柔道整復師の施術を受ける被保険者への訪問、本市保険課窓口又は電話による保健指導

I. 事業内容

柔道整復師の施術を受けた者のうち、施術が長期（3か月以上）にわたり、多部位（3部位以上）かつ頻回傾向（1か月あたり15回以上）にあるため、施術状況のアンケートを送付した者に対し、訪問、本市保険課窓口又は電話による保健指導を行う。なお、本市保険課窓口で保健指導を行う対象者については本市が指定する。

II. 予定人数

100人程度

III. 予定時期

本市が指定する時期

IV. 実施方法

ア 訪問又は電話による保健指導

対象者全員に架電し、アンケートを送付した旨を伝え、訪問するための日程調整を電話で行った後、対象者の自宅を訪問し、保健指導をすること。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫すること。

なお、対象者が訪問に否定的な反応を示した場合であっても、訪問指導の必要性を粘り強く説明することとし、最終的に訪問を拒否した場合は、電話による保健指導へ切り替えること。また、訪問時に対象者が不在の場合は、受託者の会社から対象者へ電話で状況を確認するなど、可能な限り面会できるよう努めること。

イ 本市保険課窓口による保健指導

対象者に架電し、本市保険課窓口での保健指導の日程調整を行う。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫

すること。また、保健指導実施日の前日にも対象者に架電し、可能な限り面会できるよう努めること。

なお、対象者が本市保険課窓口での保健指導に否定的な反応を示した場合であっても、保健指導の必要性を粘り強く説明することとし、最終的に本市保険課窓口での保健指導を拒否した場合は、電話による保健指導は実施せず、本市にすみやかに報告を行うこと。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

⑦たばこ対策事業に係る電話による保健指導

I. 事業内容

特定健診を受診し、本市が受診勧奨通知を送付した者（ヘルスアップ事業におけるたばこ対策事業受診勧奨対象者）に対し、電話による保健指導を行う。

II. 予定対象者人数

840 人程度

III. 予定時期

1 月下旬

IV. 実施方法

対象者全員に架電し、電話で受診勧奨通知を送付した旨を伝え、喫煙状況の確認や、禁煙外来受診勧奨、健診結果と喫煙について生活習慣病との相関性を説明し、保健指導を実施すること。また、架電は受託者の会社等固定電話から行うこととし、対象者が不在の場合は、曜日や時間帯を変えるなどの対策を講じ、また、対象者の活動時間等に慮し、土曜日（日曜日、祝日でも可能）や夜間を含めて最低3回は電話を行うなど工夫すること。

V. 事業報告

各回完了後、電話対応内容や対象者の受診状況など、実施内容の集計と詳細を電子データで本市が指定する様式で提出すること。また、事業完了時には年間分をまとめ同様に提出すること。

6 対象者の抽出

本市が提供する。

7 個人情報保護対策について

個人情報を含むデータの受け渡しを行う場合は、LGWAN を経由又は個人情報保護に配慮したファイル共有サービスを用いた方法を原則とする。なお、実際にデータの受け渡しを行う際は、守口市の許可を得ることとする。

8 委託料の支払

全ての事業が終了した後、本市がその内容を点検し、適当と認めたときに請求額を支払う単価契約及び総価契約とする。

【単価契約】

電話による保健指導…実施方法のとおり3回以上架電を行った数

(架電を行ったが、指定した電話番号が使用されていなかった場合も含める。)

本市保険課窓口による保健指導…実際に窓口での指導ができた数

訪問による保健指導…実際に訪問指導ができた数

(ただし、訪問するための日程調整に係る架電を行ったが不在であったとき、又は訪問指導から電話指導に切り替えた場合は、電話による保健指導として取り扱うこととする。)

【総価契約】

実績報告等、単価契約を除くもの。

9 成果品

受託者は、履行期間内に行った受託業務について、次の成果品を電子データで提出すること。

(1) 実施結果報告書

以下の内容を簡潔にとりまとめたものを提出すること。

- ・事業概要
- ・電話による受診勧奨及び保健指導の取組結果（対象者の内訳、受診状況、未受診理由等）
- ・考察（本事業における改善点及び次年度に向けた提案等）

(2) 対象者データ

電話受診勧奨結果（個人対応記録）をMicrosoft Excelで作成し、提出すること。

(3) 業務完了届

本市指定様式に準じて作成し、提出すること。

10 その他

契約後、本業務仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて受託者と本市の双方が協議して定めるものとする。ただし、協議が成立しない場合、受託者は本市の指示に従うものとする。

また、本業務仕様書の内容を変更する必要がある場合は、受託者と本市の双方が協議して定めるものとする。